

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」

ワーキンググループ（第29回）

1 日時 令和6年6月25日（火）10時00分～12時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

山本（龍）主査、生貝構成員、石井構成員、落合構成員、曾我部構成員、水谷構成員、
山本（健）構成員

（2）オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフ
ファーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社
団法人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電
気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日
本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、特定非営利活動法人
ファクトチェック・イニシアティブ、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメ
ディア振興センター、一般社団法人日本民間放送連盟、国立研究開発法人情報通信研究機
構

（3）オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

（4）総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、大澤情報流通振
興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、上原情報流
通適正化推進室課長補佐

4 議事

- (1) 具体的な方策等について
- (2) 意見交換
- (3) その他

【山本主査】 定刻になりましたので、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 ワーキンググループ」第29回会合を開催いたします。

本日は、御多忙の中当会合に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

議事に入る前に事務局から連絡事項の説明をお願いします。

【高橋係長】 事務局でございます。

まず、本日の会議は、公開とさせていただきますので、その点ご了承ください。次に、事務局よりWEB会議による開催上の注意事項について案内いたします。

本日の会議につきましては、構成員及び傍聴は、WEB会議システムにて実施させていただいております。

本日の会合の傍聴につきましては、WEB会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として資料WG29-1から参考資料WG29-4までの5点を用意しております。万が一、お手元に届いていない場合がございますら事務局までお申し付けください。また、傍聴の方につきましては、本検討会のホームページ上に資料が公開されておりますのでそちらから閲覧ください。

なお、本日は、森構成員はご欠席予定、石井構成員は途中でご退出予定と伺っております。

事務局からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。

本日の議事ですが、これまで5月30日の親会でこれまでの検討状況をご報告し、その後引き続き検討が必要な論点として2回会合を開催し議論してきたところ、一通り全ての論点について議論してまいりましたが、今回事務局にてこれまでの議論を整理した資料としてワーキンググループ論点整理案を作成いただきました。本日はこの資料につきまして事務局からご説明をいただき、質疑応答と意見交換を実施させていただきます。具体的には資料WG29-1につきまして、まず事務局より一通りご説明をいただきます。その後は大項目1から6のそれぞれについて、時間を設定させていただきまして、質疑応答、意見交換の時間にさせていただきたいと思っております。

それでは早速議事に入らせていただきます。まずはワーキンググループ論点整理案につきまして事務局から25分程度でご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【上原補佐】 事務局よりご説明いたします。資料WG29-1をご覧ください。

主査よりご紹介ありました通り、こちらはこれまでワーキンググループでご議論いただいた論点を一覽的に整理した資料となります。ワーキンググループでは、5月30日に当時の検討状況を親会へ報告いただいて以降、全体の論点を大きく5つ、すなわち、「情報伝送PFによる偽・誤情報への対応の在り方」、「情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方」、「マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方」、「広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方」、「質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方」という柱にくくり議論を進めていただいておりますので、今回のこの資料WG29-1でも、これに沿って大項目1から5まで挙げた上で、最後に大項目6として、その他全体に共通する事項をまとめております。

早速ですが1ページ目、一つ目の柱である「情報伝送PFによる偽・誤情報への対応の在り方」になります。こちらの論点についてはまず2ページ目下部、対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲についてご議論いただきました。その結果、情報伝送プラットフォームにおいて対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲について、少なくとも3ページ目の上の方の枠内①および②の要件をいずれも満たす情報は、原則として対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲に含まれると考えることが適当ではないか。特に①の「検証可能な誤りが含まれること」という要件に関しましては、内容に誤りが含まれる情報のみならず、発信者の名義に誤りが含まれる情報もこれを満たしうると考えることが適当ではないか。一方、誤りが含まれることに関する発信者の認識、主観的意図については、対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲の要件とはしないことが適当ではないかと、こういった論点が挙がっておったかと存じます。

また②の要件、つまり違法性・有害性、流通・拡散による社会的影響の重大性といった各要素の有無・軽重に照らし、具体的な方策との関係で比例性が認められることに関しては、情報そのものに権利侵害性その他の違法性がある場合には、比較的広い範囲の具体的な方策との関係でこの要件は満たされると評価しうるのではないか。また、権利侵害性その他の違法性がない情報であっても、例えば人の生命、身体または財産に重大かつ明白な悪影響を与えるような情報であったり、重大な社会的混乱を招くような情報については、一定の方策との関係では②の要件を満たすと評価し得るのではないか。それから、パロディ、風刺あるいは伝統メディアによる誤報など、客観的な有害性および社会的影響の重大

性がともに小さい情報については対応を検討すべき偽・誤情報の範囲に典型的に含まれないものと考えることが適当ではないかと、こういったところも論点になっていたかと存じます。

4 ページ目、偽・誤情報の流通・拡散を抑止するためのコンテンツモデレーションの類型については、このページの枠囲みで挙げたように様々ありますところ、5 ページ目の通り、これらのコンテンツモデレーションの有効性については、具体的な偽・誤情報の流通・拡散状況等により、類型ごとに差があり得ることに留意が必要ではないか。また、コンテンツモデレーションの類型ごとにその実施を促進等するための適切な方策は異なりうることに留意が必要ではないか。つまり、この4 ページ目から5 ページ目で挙げた類型、特に①の偽・誤情報の流通・拡散を直接的に抑止するための措置については、情報の可視性に与える影響の大小に差異がありうるどころ、一般的には情報の可視性に与える影響が小さいものほど表現の自由への制約は小さくなるとも言えることも踏まえ、情報伝送プラットフォームにおいては、対象とする偽・誤情報の定義・範囲に照らして比例的な対応を検討することが適当ではないか。また、以上の措置を始めとして、偽・誤情報の流通・拡散を抑止するため、制度整備を含め、情報伝送プラットフォームによるコンテンツモデレーションの実施を促進等するとともに、その確実な実施を図ることが適当ではないか、といった論点が挙げられていたかと存じます。

その上で6 ページ目、偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実効性確保に向けた方策ですけれども、例えば下の方の枠内に挙げたようなものが考えられるのではないかと。ただし、これらの方策については、対象とする偽・誤情報の特性・性質、つまり権利侵害性その他の違法性・有害性、流通することによる社会的影響の重大性、誤りの明白性等に応じた対応とすることが適当ではないか、といった議論がされていたかと存じます。例えば、コンテンツモデレーションに関する透明性の確保を通じた過不足ない実施の確保については、7 ページの枠内（ア）から（エ）までのような対応を中心に具体化を進めることが適当ではないか。特にこの（イ）の具体化にあたっては、日本語や日本の社会、文化、法令を理解する者の配置状況に関する情報や、情報伝送プラットフォームによるコンテンツモデレーションの実施要否等の判断プロセスにAIを含む自動的手段が用いられる場合における当該手段の実効性に関する情報を公表することも含めて検討することが適当ではないか。

また、コンテンツモデレーションに関する対応の迅速化を通じた実施の促進については、

この8ページの枠内、(ア)から(エ)までに挙げたような対応を中心に具体化を進めることが適当ではないか。ただし、いかなる主体からの申出・申請を契機としたコンテンツモデレーションの実施を促進すべきかについては、今後更なる検討が必要ではないか。例えば、行政法規に抵触する違法な偽・誤情報であれば、当該行政法規を所管する行政機関からの申出・要請を契機としたコンテンツモデレーションについて、先ほど挙げた(ア)から(エ)までのような対応を中心に、具体的な行政法規を洗い出しつつ具体化を進めることが適当ではないか。ただし、この場合の対応については、前提として、行政機関による恣意的な申出・要請を防止し、透明性・アカウントビリティを確保するとともに、過度な申出・要請に対し発信者や情報伝送プラットフォームを救済するため、9ページ目上の方の枠内に挙げたような方策をあわせて検討することが不可欠ではないか。

また、権利侵害性その他の違法性はないが有害性や社会的影響の重大性が大きい偽・誤情報についても、特定の第三者からの申出・申請を契機としたコンテンツモデレーションについて、先ほどの(ア)から(エ)までのような対応を含め、具体化を進めることが適当ではないか。ただし、情報の削除やアカウント停止といった可視性への影響が大きいコンテンツモデレーションについては、違法性のない情報に関する利用者の表現の自由を実質的に制約する恐れがありますので、当該偽・誤情報の特性・性質を考慮しつつ、引き続き慎重な検討が必要ではないか。一方、情報伝送プラットフォームが自主的な判断により利用規約等に基づいて情報の可視性への影響が大きいコンテンツモデレーションを講ずることは妨げられるものではないところ、こうした自主的な取組を促す観点からは、後ほど述べますけれども、情報伝送プラットフォームが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策として、情報伝送プラットフォームが自ら実施する影響評価・軽減措置の仕組みを活用することが適当ではないか。

また、この10ページ、収益化の停止、ラベルの付与といった情報の可視性に直接の影響がないコンテンツモデレーションを中心とした対応については、(ア)から(エ)までのような対策を含め、迅速なコンテンツモデレーションの実施を促進するための方策のあり方について具体化を進めることが適当ではないか、こういった論点についてご議論いただいていたかと存じます。

また、情報の可視性に直接の影響がないコンテンツモデレーションについては、特に権利侵害性その他の違法性はないが、有害性や社会的影響の重大性が大きい偽・誤情報について、利用者の表現の自由の保護とのバランスを踏まえつつ、その確実な実施を含め、具

体化を進めることが適当ではないか。一方で、脆弱な個人に対するレコメンデーションや広告ターゲティングの停止もコンテンツモデレーションの一類型と捉えることが可能ですが、こうした措置の確実な実施を担保することが適当という意見もございましたので、その適否についても今後更なる検討が必要ではないか。

これらに対し、情報の削除やアカウント停止といった可視性の影響が大きいコンテンツモデレーションについて、これを罰則付きで義務付けて、その流通・拡散の抑止を制度的に担保するといったことについては、利用者の表現の自由を実質的に制約する恐れがありますので、対象とする偽・誤情報の特性・性質を考慮しつつ、引き続き慎重な検討が必要ではないか。

一方、違法性を有する偽・誤情報を繰り返し発信する悪質な発信者への対応については、EUのDSAではアカウント停止の義務づけというような形で一定の手当がされておりましたところ、この点についても情報の削除やアカウント停止を含む措置が必要ではないか。また、こちらは曾我部構成員よりご示唆があったところかと存じますけれども、情報の内容ではなく、情報流通のパターン・態様に着目して、例えば別の投稿を複製した投稿が高頻度で送信された場合等におけるコンテンツモデレーションの実施等のあり方についても具体化を進めることが適当ではないか、といった論点があったかと存じます。

それからこの柱が最後ですけれども、コンテンツモデレーションの実施を促進する以外に情報伝送過程で偽・誤情報の発信を抑止するための追加的な方策として、いかなる方策が必要かつ適当か、またどのように実現するかについては、今後更なる検討が必要ではないかと、こちらも論点となっていたかと存じます。

続いて二つ目の柱、「情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の低減に向けた方策の在り方」です。こちら13ページ、情報伝送プラットフォームによる社会的影響の予測・軽減措置の実施ということで、情報伝送プラットフォームは自らのビジネスモデルがもたらす社会的影響の軽減に向け、将来にわたる社会的影響を事前に予測し、その結果を踏まえて、影響を軽減するための措置、例えばサービスアーキテクチャの変更、利用規約等の変更、レコメンデーション機能の変更といった措置を検討実施することが適当ではないか。特にレコメンデーションや広告ターゲティング技術がもたらすリスクといったものも含め、情報伝送プラットフォーム自身による影響予測と軽減措置の確実な実施を求める枠組みの具体化を進めることが適当ではないか。その際、情報伝送プラットフォームの利用者および情報伝送プラットフォーム自身の表現の自由への過度の制約を回避しつつ、影

響予測に用いられる指標の客観性の確保を通じて情報伝送プラットフォームによる恣意的な影響予測を防ぎ、かつ情報伝送プラットフォームが実施する軽減措置の実効性を担保するため、14ページの枠内に挙げたような方策を中心に具体化を進めることが適当ではないか。特に、マルチステークホルダーによる実施指針の策定・公表や、影響予測の結果等の検証・評価については、政府による大枠の制度設計のもと、少なくとも表現の自由との関わりがある部分については、民産学のステークホルダーが主として協議決定を行い、機能不全が生じた場合に補完的に政府が関与するという段階的・多層的な形を基本とすることが適当ではないか。また、マルチステークホルダーによる検証評価能力を確保するため、情報伝送プラットフォームからマルチステークホルダー、あるいはこれを構成する研究者等に対して、関連する情報やデータが確実に提供されることを制度的に担保する仕組みを検討することが適当ではないか。その際、個人情報や機密情報の適正な取り扱いも併せて担保されることが適当ではないか。それから、マルチステークホルダーが作成した実施指針や検証・評価の結果を情報伝送プラットフォームに確実に反映するための方策についても併せて具体化を図ることが適当ではないかと、こういった論点が挙げられていたかと存じます。

それから15ページ目、特に災害発生時等における対応ということで、ただ今述べたような影響予測と軽減措置の確実な実施について制度整備を含む具体化を進めるにあたって、情報伝送プラットフォームが災害発生時等に備えて立案すべき計画の一部として、災害発生時等に自社のビジネスモデルがもたらす社会的影響を平時から予測し、例えば16ページの枠内に挙げているような有効な軽減措置をあらかじめ講じておくということが適当ではないか。ただし、この場合の災害発生時等の時的限界については、少なくとも始期・終期についてはマルチステークホルダーの協議によって明確に決定することが適当ではないか。このあたりも論点になっていたかと存じます。

続いて17ページ目、三つ目の柱の「マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方」です。まずは連携・協力の目的ということで、特に先ほど述べたような情報伝送プラットフォームによる影響予測および軽減措置の実施に関する指針の策定など、デジタル空間における情報流通に関わる特定のステークホルダーに影響を与える重要な協議・決定については、当該ステークホルダーが参加する場において透明性を伴う形で行われることにより、民主的な正統性を確保することが適当ではないか。具体的には、政府による大枠の制度設計のもと、当該影響を受けるステークホルダーを含む民産学のステーク

ホルダーが一時的に協議・決定を担い、機能不全が生じた場合に補完的に政府が関与するという段階的・多層的な形を基本として、17ページの下の方の枠内に挙げたような目的での連携・協力を行うということが適当ではないか。また、これとあわせて、民産学のマルチステークホルダー、場合によっては官も含む形ですけれども、18ページの上の方の枠内のような目的での連携・協力も具体化することが適当ではないか。そして、こうしたマルチステークホルダーによる協議・決定については、その実効性を担保するため、マルチステークホルダーによる構成される協議会の設置に関する制度整備も含め、具体化を進めることが適当ではないか。そして、協議会に一定の役割・権限を持たせる方向で、かつ、協議会が構成員に対し情報提供を求めることができる旨を制度上担保したり、協議会の構成員等に制度上の守秘義務を課したりすることも含め、具体化を進めることが適当ではないか、といった論点が挙がっていたかと存じます。

20ページ目からは4つ目の柱、「広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方」になります。20ページ下の方、対応を検討すべきインターネット上に流通する違法・不当な広告の範囲については、少なくともこの21ページの上の方の枠内 i と ii、各要素の有無・軽重に照らし、具体的な方策との関係で比例性が認められるものは、対応を検討すべき違法・不当な広告の範囲に含まれるものと考えていることが適当ではないか。この際、特に営利広告の流通については、種々の理由からより広範な制限に服するという考え方があることに留意が必要ではないか、といった論点が挙げられていたかと思えます。その上で、具体的な方策に関し、デジタル広告の流通前の事前審査のあり方につきましては、まずは事前審査の確実な実施が担保されることが前提ですけれども、その上で、実効性を向上させるための方策として、審査の実態を踏まえつつ、21ページの下の方の枠内に挙げたようなものを中心に具体化を進めることが適当ではないか。また、ここに挙げたもの以外にも具体化すべき方策があるか否かということについても、今後更なる検討が必要ではないか、という論点が挙げられていたかと思えます。

そして22ページ、違法・不当な広告に対する事後的な掲載停止措置の実効性確保に向けた方策、つまり、インターネット上で事前審査をすり抜けて流通する違法・不当な広告については、情報伝送プラットフォーム等が当該広告の掲載や仲介の可及的速やかな停止措置を実施することを促進等するための方策として、この22ページの下の方の枠内に挙げたようなものを中心に具体化を進めることが適当ではないか。これらの方策については、対象とする違法・不当な広告の特性・性質等に応じた対応とすることが適当ではないか。

例えば、広告掲載停止措置に関する透明性の確保を通じた過不足ない実施の確保であれば、23ページの上の方の枠内に挙げた（ア）から（エ）までのような方策を中心に具体化を進めることが適当ではないか。他方で、広告掲載停止措置に関する対応の迅速化を通じた実施の促進についてということであると、23ページの下の方の枠内に挙げた（ア）から（エ）までのような対策を中心に具体化を進めることが適当ではないか。これらの方策の具体化にあたっては、いかなる主体からの申出・要請を契機とした広告掲載停止措置の実施を促進すべきかについて、今後更なる検討が必要ではないか、といった論点が挙がっていたかと思えます。

例えば、行政法規に抵触する違法な広告については、当該行政法規を所管する行政機関からの申出・要請を契機とした広告掲載停止措置について、先ほど述べた（ア）から（エ）までのような対応を中心に、今後具体的な行政法規を洗い出しつつ具体化を進めることが適当ではないか。ただし、この場合の対応については、前提として、行政機関による恣意的な申出・要請を防止し、透明性やアカウントビリティを確保するとともに、過度な申出・要請に対して広告主や情報伝送プラットフォーム等を救済するために、24ページの枠内に挙げたような方策をあわせて検討することが不可欠ではないか。この他、違法・不当な広告が掲載されたWebページの管理者や当該広告に隣接して掲載されたコンテンツの発信者、あるいはファクトチェック機関等からの申出・要請を契機とした広告掲載停止措置について、先ほど述べた（ア）から（エ）までのような対策を含め、具体化を進めることが適当ではないか。

さらに、広告掲載停止措置の確実な実施については、少なくとも他人の権利を侵害する広告または行政法規に抵触する違法な広告の場合、営利広告の特徴を踏まえ、その確実な実施を担保する方策を含め、具体化を進めることは適当ではないか。権利侵害性その他の違法性はないが有害性や社会的影響の重大性が大きい広告については逆に、当該広告の特性・性質を考慮しつつ、引き続き慎重な検討が必要ではないか、といった論点も挙げられていたかと思えます。

また一般コンテンツに関して一つ目の柱で述べたところと同様ですけれども、出稿された広告の内容に着目するのではなく、情報流通の態様に着目した掲載停止措置の実施のあり方についても、違法・不当な広告の流通・拡散を抑制する観点も含め、具体化を進めることが適当ではないかという論点も挙げられていたかと存じます。

5つ目の柱、「質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性

確保の在り方」ですけれども、26ページの下の方、質の高いメディアの広告配信の確保に向けた広告主および広告代理店による取り組みの促進方策、こちらにつきましては、マルチステークホルダーによる連携・協力のもと、広告主やその経営陣および広告代理店に求められる取り組みに関するガイドライン・ガイドブック等を策定・公表することが適当ではないか。盛り込むべき取り組みとしては、この27ページの枠内に挙げられているものを中心に具体化を進めることが適当ではないか。他方で、こうした広告主および広告代理店を中心とした取り組みに加え、その実効性を高める観点からも、運用型広告の提供を通じてメディアの運営者、パブリッシャーとの接点を持つことになる広告仲介プラットフォームは、偽・誤情報等、あるいは違法なコンテンツや客観的に有害なコンテンツの発信・拡散主体への広告費流入抑止と質の高いメディアへの広告配信の確保に向けて対応することが適当ではないか。こうした広告仲介プラットフォームによる質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた取り組みを促進するための方策については、メディア審査や広告配信停止措置の実態を踏まえつつ、こちら27ページから28ページの枠内に挙げたようなものを中心に具体化を進めることが適当ではないか、といった論点が挙げられていたところかと存じます。

最後6は、五つの全ての柱に共通する事項ですけれども、まず執行手段・プロセスについて、先ほど来挙げております方策の実施を情報伝送プラットフォームあるいは広告仲介プラットフォームに求めるという場合に、その実効性を制度的に担保する方法については、例えば報告徴収・勧告・命令、罰金、課徴金、民事的救済等、そういったものの選択および具体的な設計を含め、外資系を含む事業者への抑止効果等を勘案しつつ検討を進めることが適当ではないか。

また、対象事業者の範囲につきましても、情報伝送プラットフォームについては、先ほどの柱で言うと1つ目から4つ目までで検討した方策の実施の対象となりうるところではございますけれども、利用者数やサービスの目的・性質等を勘案し、一定の要件を満たす大規模なものにまずは方策の実施を求めることが適当ではないか、という論点が挙がっていたかと存じます。一方で、広告仲介プラットフォームにつきましては、先ほどの4つ目と5つ目の柱で検討した方策の実施の対象となりうるところですが、どちらも一定の要件を満たす大規模なものにまずは方策の実施を求めることが適当ではないか。ただ、この場合における「一定の要件」を画する指標としていかなるものが適当かについては、広告仲介プラットフォームの実態を踏まえつつ、今後更なる検討が必要ではないか。

最後、このワーキンググループの中でも生員構成員からEUのAI規則についてDSAとの関係性を中心にご紹介があったところでございますけれども、そういった生成AIを用いて生成される偽・誤情報への対応に関しては、制度面からのアプローチについては今後技術の進展やサービスの普及の状況等を踏まえつつ、必要な対応の検討を進めることが適当ではないか、といった論点が挙がっていたところかと存じます。

駆け足になりましたけれども、事務局からは以上でございます。

【山本主査】 どうもありがとうございました。それでは、まず1の情報伝送プラットフォームによる偽誤情報への対応のあり方についてというところですが、この点についてご質問ご意見がある方はチャットでお知らせいただければと思います。あまり時間がないのですが、大体15分から20分程度ぐらい各項目について取りたいと思います。それではよろしくお祈りします。ページ数でいくと1ページから12ページです。ここはボリュームがあるのと、非常に重要な論点を含んでいますので、時間は予定よりも超過しても良いかなと思いますがいかがでしょうか。石井さん、お願いいたします。

【石井構成員】 ご説明ありがとうございました。今開いていただいている資料の中、11ページ目かと思いますが、⑤の情報の可視性の影響が大きいコンテンツモデレーションの確実な実施のところの最初の矢羽根の文章の中で、一番最後に違法性を有する偽・誤情報を繰り返し配信する悪質事業者の発信者への対応については、情報の削除やアカウント停止削除を含む措置が必要ではないかというようにご記載いただいています。そのご説明の中で、EUのDSAについて言及があったかと思いますが。これについて、他の法令違反でもあるのですが、例えばその破産者マップの問題も広く知られているところかと思いますが。違法な行為を繰り返している事業者に対して、個人情報保護委員会が一定の措置を講じたとしても、まだビジネスとしては続いてしまっているものもありまして、破産者マップに載っている情報を消してもらいたければビットコインの支払いを要求をされてしまうというように、他の法令で対応を試みてもなかなかうまくいかない事例があります。繰り返し違法行為を行う事業者に対して、情報の削除やアカウント停止削除を含む措置を求めていくというのは合理性があるのではないかと、十分な理由があるのではないかと考えておりますので、こちらの点につきましては、私としてご賛同したいというように考えておりますし、更なる検討も必要になってくるだろうと思っております。以上になります。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは次に山本健人さん、お願いいたします。

【山本健人構成員】 私からは、資料10ページの(B)の情報の可視性に直接の影響

がないコンテンツモデレーション等についてです。ここの位置づけについて確認的な質問ですが、ここについてはシステミックリスク、資料中の用語では影響評価あるいは軽減措置の方に含めるといった議論をしていたと理解しています。ここで書かれていることが、影響評価・軽減措置の問題についての検討を求めているという趣旨なのか、そうではなく別途ここで何か別の措置を求めるといった趣旨なのか、どういう位置づけなのかについて確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、この辺りの記述ですけれども事務局からご説明をいただいてもよろしいでしょうか。後でまとめて整理して事務局からご説明をいただきたいと思いますので、チャットでのご発言希望を続けたいと思います。

生貝さん、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。私からは2点ございまして、一つは先ほど石井先生からございました11ページの最初でございます、繰り返し違法な情報を投稿する利用者への対応というところでは、他にDSAでは23条になるかというように思いますけれども、分けてもやはり明確な違法情報をやはり繰り返しというように言ったような場合には、一定の事前の通知、一定の期間を置くというように言ったようなことなども含めて石井先生からもございました通り、具体的な検討を進める価値があるのではないかとこのように私も思いますというのがまず1点目でございます。

それから2点目といたしまして、全体的に様々な違法情報のものを含め、コンテンツモデレーションあるいは後半のシステミックリスクの対応を含めて何かしらのモデレーションを促していくというように言ったときに、やはりそういった措置を受けた利用者側での反論の機会をしっかりと設けていくというのはやはり重要なことなのだろうと思います。この中では7ページなどに不服の申し立ての方法などについていくつか記述があるところでございますけれども、例えばDSAですと20条から21条でそういった不服を受け付ける窓口の設置でありますとか、向こうでは裁判外紛争処理の利用機会の確保という点のところまで踏み込んでいるところがございますけれども、情プラ法でも削除等の理由の説明というのは、既に一部導入されているところかというように思いますけれども、こうした措置を行っていく上での反論の機会、まさに表現の自由の側への適切な配慮というように言ったことをどう考えていくかも改めて重要なところかなというように思います。以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。表現の自由とのバランスというところでは今の

点も非常に重要なところかなと思います。その点がしっかり報告書で強調されていることが重要かなと思います。ありがとうございます。

それでは水谷さん、お願いいたします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。私からまずは先ほど石井先生と生貝先生からお話がありました11ページの⑤番のところにある繰り返し違法な偽・誤情報を発信する悪質な発信者への対応という点については、引き続き検討していく必要があるのではないかなというように思っております。やはり1個1個のコンテンツを潰しても効果として限界があるというような場合もあるでしょうし、その場合は特に違法なものに関しては最悪の場合、アカウント停止措置等も検討される必要はあるのかなというように思います。ただ、ここで言う違法性というのはやはり明白な違法な行為というものに限定するなどして、範囲を限定して議論するということが表現の自由の観点から重要であると思っております。

2点目は先ほど山本健人先生から御指摘いただいている部分が僕も気になってまして、10ページのⅢのBの情報の可視性に直接影響がないコンテンツモデレーションという部分ですけれども、前提としてⅢの部分は権利侵害性や違法性がないものということですので法益の侵害がはっきりしているわけでは当然ないわけですので、ユーザーの表現の自由の観点を考えてもプラットフォーム側にある程度自主的な裁量を委ねておくということが求められるのではないかなというように思います。そういう点でいうと、ここもシステミックリスク、リスクアセスメントとしてプラットフォームに自主的に検討していただくというようなことが求められるのではないかなというように思います。

3点目はこの資料の中にも比例性という言葉がいくつか資料の中に出してくださっていますけれども、やはり全体を通じて今までの偽・誤情報対策として、アクセルを踏む部分だと思いますので、引き続き表現の自由の観点を考えたときに、偽・誤情報の影響に対して比例的な手段をとるといようなことは、どれだけ繰り返し述べてもいいのではないかなと思いますので、いたるところでバランスをとってやりますということはもう少し強調して書かれてもいいのではないかなというように思います。私の方からはとりあえず以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。2点目の10ページの違法ではない有害情報というようにコンパクトに申し上げると、そのカテゴリーに含まれる(B)です。この扱いについては山本健人さんからもご指摘がありましたけれども、また後で事務局のこの整理の根拠を伺えればと思いました。

それでは石井さん、お願いいたします。

【石井構成員】 先ほどとは違う点の質問になるのですが、14ページ目の一番下の部分になります。③の方策の具体化にあたってはという一文ですが、情報伝送プラットフォームからマルチステークホルダー、これを構成する研究者・研究機関に対して関連する情報やデータが確実に提供されることを制度的にサポートする仕組み、このこと自体に異論を唱えるものではないのですが、どういう視点で検討していくかを議論しておく必要があるのではないかと思った次第です。マルチステークホルダーは多岐にわたると思いますし、研究者や研究機関も非常に多岐にわたると思っています。研究者個人になってくると情報セキュリティの体制のようなものが組めなくなるでしょうし、さらにマルチステークホルダーと研究者・研究機関の間では立場が違うような気がする面もあって、さらには、研究者・研究機関の場合は、得られたデータを基に学術研究を行いたいというように、二次利用の目的が出てきてしまうのではないかと。そのとき、学問の自由が効いてくる場面があるのか、この仕組み自体の制度趣旨をどう捉えておくのかを議論しておく必要があるかなと思ったという次第です。私の理解が十分でない面が多くあろうかと思いますが、1点疑問に思った点を申し上げました。以上になります。

【山本主査】 ありがとうございます。今の石井さんのご発言の箇所は大項目2のところですのでまた後でご意見をいただくかもしれませんが、ここは確かに14ページの記述からするとマルチステークホルダーの検証・評価能力を確保するためというように目的が挙がっておりますけれども、ただ詳細を詰めれば、いろいろと目的が分岐する可能性もあると思われまので、おっしゃるように制度趣旨なり目的ということは今後検討するときには踏まえるということが重要なと思います。この点の検討もこの後、行うというようなことを少し追加するということでしょうか。石井さん、方向性としてはご賛同いただくということでしょうか。

【石井構成員】 方向性としては賛同ですが、研究者となりますとやはりデータを得ると二次利用したくなってくるものかなと思いました。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは落合さんお願いいたします。

【落合構成員】 そうしましたらまず3つほどございます。4ページの中でパロディー・風刺ですとか、誤報というところが書いてある部分がございます、パロディー・風刺のまとめはこういうことかと思いました。一方で伝統メディアに限らないと思うのですが、誤報というものが客観的に有害性がなかったり社会的重大性がないかどうかという、一概に誤報の場合は誰が主体であってもそれは間違っただ話になってしまう可能性はあ

るかとは思いますが、パロディー、風刺についてはこれでよろしいかと思いますが、誤報の場合についての位置づけは、少し調整をしていただいた方がいいのではないかというのが一つ目のコメントです。

二つ目が6ページの方になります。6ページでいわゆるプロミネンスが出てきております。このプロミネンスの点についても、実際にはこういう方策をとること自体もコンテンツモデレーションの範囲で、これについても一定の範囲ではプラットフォームの裁量を認め、具体的な分類分けによって若干異なる部分はございますが、基本的にはある程度裁量をとる話だったとは思っております。プロミネンスについても、放送の方で検討されているような、もう少し例えばイギリスの方のかつちりしたような制度ではなくて、対策の手段として、工夫の一つとして、ある種自主的な選択の一つとしてこういう方法もありうるのではという形で提示されている部分があるかとも思います。そういった意味では、組み合わせで実施していくのかどうか自体も、ある種選択肢として考えていくという趣旨を明確化していただくといいのかと思います。先ほどのところで誤報というお話はさせていただきましたが、プロミネンスの関係では、例えば情報の発信に当たる編集であったり検討体制であったり、しっかり取材しているのかどうかといった点は、別に個別に強制するという事ではないですが、何が信頼できるかを考えていただくにあたっては、一つ参考材料として考慮していただくといいと思いました。

第三点が、8ページについてです。この中で2の行政法規に抵触する違法な偽・誤情報の点については、対応の迅速化を通じた実施の促進を図ることとする場合ということがございます。一方で、こちらの一つ上の違法な偽・誤情報の方については、情プラ法に規律が置かれたようにということで書いてございます。この上の方が何かの迅速化の実施の趣旨を含んでいるのかどうかということがあります。2の方は迅速化というように書いてあるのですが、1と2の書きぶりの違いが若干あるように思いましたので、これは同じようなことを想定しているのか、どこに違いがあるのかを事務局に明確にさせていただければと思いました。私の方では以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは一旦この項目1についてのご質問は、さしあたりここまでとさせていただいて、いくつかご質問があったと思っておりますので事務局の方からまとめてお答えいただければと思っております。よろしく申し上げます。

【上原補佐】 事務局でございます。大きく2点ご質問があったかと思っております、1点目が山本健人先生、水谷先生よりご指摘があった、10ページ目の、可視性に直接の

影響がないコンテンツモデレーション等の迅速な実施を求める方策のあり方というところですが、こちら論点整理の都合上といたしますが、この大項目1の方はコンテンツモデレーションを中心とした偽・誤情報への対策のあり方という切り口で方策の検討状況をまとめておまして、一方で大項目2の方では、いわゆる影響予測・軽減措置の実施というところについて、コンテンツモデレーションに限らずもう少し広くアーキテクチャの設計等も含めて、対応のあり方というところを検討いただいているという理解です。そうなりますと、ここの大項目1の方で書かれている方策のあり方について具体化を進めるということについても、当然、検討していく中で最終的に2の方策との関係も整理されていくことになるかと理解をしておりますので、ある意味、大項目1に書いてあるのと、大項目2に書いてあるのが全く別々の話ということではないということでございます。

もう一点、先ほど落合先生からございました8ページの「他人の権利を侵害する違法な偽・誤情報」と「行政法規に抵触する違法な偽・誤情報」で、特にiの「他人の権利を侵害する違法な偽・誤情報」の方について、迅速化を通じた実施の促進という趣旨が入っているかどうかというご質問だと理解しております。結論としては入っております。と言いますのも、この全体的な項目が③「コンテンツモデレーションに関する対応の迅速化を通じた実施の促進」となっており、その中の小項目iが「他人の権利を侵害する違法な偽・誤情報」となっておりますので、このiの直下の矢羽根の中に、明確にそこを書いていなかったことによってわかりづらくなっていたかなと思いますけれども、趣旨としては、③については対応の迅速化を通じた実施の促進、全体的にそういうテーマで書かせていただいているというところでございます。以上になります。

【山本主査】 ありがとうございます。最初の1点目ですが、山本健人さん、今のご回答でいかがでしょうか。

【山本健人構成員】 今のご回答でここに書かれてあることの趣旨は理解いたしました。ただ、ぱっと見この関連性が見づらいなかなというように思いますので、ある種システムリスクとしてとの関連性みたいなものも何となく記述しておいていただけると、ここに書いてある趣旨がより明確になるのかなというような感想を持ちました。私の方からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。私も同様に思っておりまして、やはり今回プラットフォームの自由と申しますか、プラットフォーム事業者の自主性、自立性というものを無視するわけにはいかないというように思うわけです。そういう意味では今回3つに情報

をカテゴライズしていて、いわゆる権利侵害情報と法令違反情報それから違法ではないが有害性が認められる情報、定義はもう少しこちらの整理案では細かくなっていますが、要は権利侵害情報、法令違反情報、有害情報、この有害情報についてはおそらくこのWGとしては基本的にはシステムリスクの中で、プラットフォームの業態ごとの自立性、自主性ということを重視しながらご対応いただくところなのかなと。大きく考えるとそういう位置づけだったのではないかなというようにも思いますので、そのあたりが少しわかるような形で表現をしていただくということがありうるのかなと私も思いました。

それから最後、落合さんからご発言があったところですが、ここも重要なところで、私自身の考え方としては権利侵害情報と法令に違反する情報については基本的に迅速化規律を考えていくということでWGでもまとまっていると思いますけれども、しかし濫用のリスクということを考えてときに、権利侵害情報の場合、これも繰り返しWGで述べておりますけれども、非常に重要なところですので改めて申し上げますと、権利侵害情報については権利を侵害された者からの申し出があるということなので、濫用のリスクはそれほど大きいものではないのに対して、行政機関が申し入れし、調整を行うという場合には、やはり検閲的な運用も含めてリスクがないではないというところなのかなというところで、同じように迅速化規律を入れるとしても、次の9ページにありますように、透明化規律とセットになっていなければいけないと。濫用を抑制するような仕組みですね。透明性やアカウントビリティの確保ということが不可欠ではないかというようにかなり強い口調で書いていただいていますけれども、やはりここがあるということなので同じように迅速化の規律をかけられると。この部分をやはり我々としては軽視するとか忘れてはいけないのではないかということですので、そこの違いについては十分明確にした上で、今の現状の書きぶりもそうなっていると思いますけれども、ここも親会への報告で強調したく思います。

それでは次の項目にいきたいと思います。次の項目ですが、ページ数でいくと13ページから16ページまでとなります。ここは少しページ数が少ないのですが、重要性がないわけではありませぬのでご議論いただければと思います。いわゆるシステムリスク周りのお話です。それではよろしく願いいたします。

それでは生貝さん、お願いいたします。

【生貝構成員】 こちらについてはまさに広く違法ではない偽・誤情報等への対応という意味でも重要なところかというように思いますところ、こちらも全体としてまさにそう

いった違法性のない偽・誤情報等への対策というところを念頭に置いて書いていると思うのですが、こういったリスクの評価とその軽減というように言ったようなことに基づくアーキテクチャ等を通じた対応というのは、違法な情報の流通をそういった手段を通じて軽減していくという上でも重要な手段になるのかなというように思います。そうしたときに、DSAでもそうした書きぶりに34条はなっておりますけれども、広くそういった情報も含めた対応のあり方というように位置付けるのが望ましいのではないかと考えているところでございます。

それから2点目としましてもう一つの論点として、やはりこういった対応の重要性というのもマルチステークホルダーで様々評価議論されていくところだというように思うのですが、監査のような仕組みというものを入れる余地というのがあるのかどうか、やはり完全にマルチステークホルダーに公開できる情報だけではない他方でしっかりと評価と軽減というものが客観的に行われているのかどうかというように言ったようなことについて、DSAの35条をどのように考えるかというところですが、検討の余地があるのではないかと考えているところでございます。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。1点目はまさにその通りで、私は先ほど、違法ではない有害情報だけをシステミックリスクで対応するかのようにお話をしましたが、それは要するにシステミックリスクは有害情報以外の違法情報についてももちろんリスクの評価それから軽減というのはもちろん求められる部分だと思いますので、そこはその通りだろうと思います。

その上で2点目ですが、しっかりリスク評価をさせていただいているかどうかというものを評価するような仕組みですね。この点で監査のお話がありましたけれども、この辺りがどのように現状報告書に組み込まれているかについて、後で事務局の方からご指摘をいただければと思います。それではありがとうございます。

山本健人さん、お願いいたします。

【山本健人構成員】 細かい点で、災害時の方ですが、災害のときのフレームワークとして自主的な対応を求めた上で、災害発生時にはある程度計画を事前に立ててもらって、対応についての始期を認定した場合には義務的な対応をしていただくものと理解しています。そして、始期と終期については、マルチステークホルダープロセスでの決定ということになっていると思います。ただ、特に始期の決定についてはある程度迅速に決めないといけないと思いますので、マルチステークホルダーの協議によって決定するという方針自

体に異論はないですが、迅速性の観点も考慮しながら決められる手続きにしておくことが重要なのかなと思います。そういった観点が入っていることを示しても良いのかなと思いました。私の方からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。多少ここは表現ぶりを工夫していくということなのかなと思いましたけれども、ありがとうございます。

次に水谷さん、お願いいたします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。質問というか感想めいたことになるのですが、生貝先生の2点目と関係すると思うのですが、全体としてこのシステミックリスクの部分について私自身はもちろん賛同しているのですが、やはり重要なのはこういうシステミックリスク評価をしていただいたものを外部からそれを公表していただいて外部から定点観測できるようにしておくというようなことがまず第一義的にはおそらく重要なのだろうという点が1つあって、それに追加して先ほど生貝先生がおっしゃられたような監査のような形をきちんと客観的に評価するという点を入れるというのがあると思うのです。特に外部から客観的な視点で評価を監査するのが必要という点でいうと、一方でプラットフォーム側が、言い方悪いですが、お手盛りなリスクアセスメントをしていくという可能性をきちんとモニタリングする、監視しておくことは重要ではあるのですが、他方で私が最近考えているのは、プラットフォーム側が本当に真面目にシステミックリスクの評価をして、あまりリスクは高くないというような結論が出てきたときに、それを見ているマスメディアや世論から「そんなことはないはずだ！」というような外圧の突き上げを食らって、リスクの過剰評価を行うというようなことになってしまえば、元も子もないと思います。そういう意味も込めて、リスクアセスメントは、客観性を担保する仕組みを今後検討していく必要があると思いました。私からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは落合さん、お願いします。

【落合構成員】 ありがとうございます。まず先ほど生貝先生から続いてご議論されている監査の点についてですが、実効性を持たせていくための方法も、コンテンツモデレーションではないですが、多分、段階があるように思っています。要するに情報の公表をしろというだけではなくて、それに対する外部からのレビュープロセスが入ることが、まず一つ今の段階で書かれていることかと思いますが、それに加えて、追加での資料提出、調査協力を求めていくということが、次ぐらいのレベルの段階かと思いますが、さらにその先が自己監査ではなくて第三者も監査ということかと思いますが、そういう意味で

はいきなり監査だけで言うと少しステップが飛びすぎるような気がしました。そこは段階を踏んでということと、またこのときに表現の自由を考慮する場面でもあろうかとは思いますが。この点、制裁そのものとは異なると思うのですが、実際に監査を受ける特に外部監査をとという話になったときに、一種の処分そのものとはまでは言わないまでも、それに近いような印象は、実際に受ける側にはあると思います。この辺りどういう形で比例性を持って対応を求めていくのかについては、少し整理をいただく部分があってもいいのではないかと思います。

もう1点、災害発生時等と書いてございますが、テロ・災害・感染症というようになっておりますが、例えばここも戦争そのものではないかもしれませんが、緊急事態に近いような場合であったり、あとまた特出しするべき場面として何度も議論が出ておりましたが、例えば選挙の場合にどう考えるのかもあるかもしれませんので、こういった点も直ちに今書き込むものかどうかはありますが、今後検討していければと思います。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。やはり議論がまだ途上のものについては取りまとまってないということだと思うので、今後の継続的な検討課題にしたいなど。前回申し上げた通り非常に重要な我々は議論していると思うので、取りまとまってないものについてはしっかりこの後議論するということにしたいと思いますので、そこは慎重にいきいたいというように思います。

その上で先ほどの監査の問題ですけれども、この辺り今の現状の取りまとめはどういう答になっているのか、事務局の方からお願いできますか。

【上原補佐】 事務局でございます。監査といいましょうか、第三者による「検証・評価」という言い方をしておりますけれども、今のところ14ページ以降に、ご議論になっていたところについては書いております。つまり、14ページの一番上の方の矢羽根ですけれども、影響予測に用いられる指標の客観性の確保を通じて恣意的な影響予測を防ぎ、軽減措置の実効性を担保するためということで、この①から③、①は、マルチステークホルダーの協議に基づき実施指針を策定・公表する。②については、情報伝送プラットフォームにおいて影響予測の結果を公開する、またはマルチステークホルダーに内々報告する。そして③において、その結果について特にマルチステークホルダーが検証・評価をする。そういうようなプロセスを中心に具体化を進めることが適当ではないか、と書かせていただいております。先ほど石井先生からご指摘があったところとも関連するのですけれども、検証・評価の能力を確保するために、情報やデータを確実に提供することを制度的に担保

する仕組みを検討することが適当ではないか、という論点があったということで挙げさせていただいておりますが、他方で、その具体的な設計については、やはりこうした観点を踏まえつつ、今後更なる検討が必要ではないか、というような形で書かせていただいているというのが現状の報告書でございます。以上になります。

【山本主査】 ありがとうございます。監査についてどのタイミングでどういう形で入れるのか、あるいは入れないのかということも含めて、継続的な課題なのかなというように思います。おそらく監査を入れるということを今のこの現状では否定はしていないけれども、先ほど落合さんからありましたように段階的・多層的というところが一つ検討のポイントかなと思いますので、生貝さん、そういう意味ではこういう書きぶりでもよろしいでしょうか。

【生貝構成員】 そういった手段も含めて検討していくということで良いのかなと思います。一言そういった言葉を入れておいていただくのもありがたいというように思います。

【山本主査】 また改めて次回検討の時間がありますので、事務局の方に少し私も含めて検討したいと思います。ありがとうございます。

次の項目にいきたいと思います。また何かあれば、最後にご指摘をいただきたいと思えます。続きまして3のマルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備のあり方についてというところですが、17ページから19ページまでになります。それではよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

そうしましたら時間の関係もありますので、3について何かございましたら後ほどコメントいただくとして、先に進ませていただき、4の広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保のあり方についてというところですが、20ページから25ページまでになります。ややボリュームのあるところかもしれません。この前のWGの方で論点になったのは21ページのところの広告のあり方あるいは現状についてはまだ十分把握できてないところもあるのではないかとということで、何がベストな対策になるのかということが十分に理解できてないところもあるのではないかとのご指摘を特に曾我部さんからいただいたと思います。それを踏まえまして、ここでは文章として審査の実態も踏まえつつ、やはり実態調査が重要であるということを書き加えたというところでございます。今日ご欠席ということですが、この辺りもまた曾我部さんからのご意見も伺いたいところではありますが、この点についても非常に重要なところだと思いますので、ご意見・ご発言があればぜひと思います。それ以外のところもちろんですけれどもお願いたします。山

本健人さん、お願いいたします。

【山本健人構成員】 広告審査の透明性と実態調査の位置づけについては、現状のもので異論はありません。ベストの対応策を見つけるためには実態把握が重要だと思いますので、そこは同意です。

もう一点確認ですが、もしかすると私が読み漏らしているだけかもしれないのですが、広告の議論は基本的に営利広告を念頭に置いてここまでやってきたような印象です。広く広告の仕組み自体を議論しているとは思いますが、ここでの議論は営利広告を念頭においた議論が中心だったという趣旨のことは、どこかに書いてあればいいのですが、もし書いてなければそうしたことを書いておいた方が良くかなと思います。広告の中にもいろんなタイプがありますので、表現の自由との観点でより慎重に扱う必要のある広告もあるはずで。これまでの議論では、少なくとも、そうした広告にフォーカスして検討をしていないということは明示しておく必要があるかなと思いました。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。この点については私の考えもありますが、事務局からも今のここでいう広告の射程ですけれども、後で伺えればと思います。他の方はいかがでしょうか。

水谷さん、お願いいたします。

【水谷構成員】 私からは全体的にこの部分について賛同ですという意見だけですけれども、先ほどご指摘のあった実態調査の部分です。僕も以前に広告プロセスの透明性をやっていくことが必要ではないかというお話をしましたけれども、実態調査を一度やってからその上でどういう透明化の仕組みを入れたらいいのかというのを検討していく必要があるかなというように思いましたので、今回のこの書き方で良いのではないかなというように思います。特に何か質問とかいうわけではないのですけれども、以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。これまでもいわゆるプラ研ですとか健全性の親会の方でプラットフォーム事業者様にヒアリングをやってきているというところで、ある程度その実態についてもいろいろとご回答いただいている部分もありつつ、しかしそれでもまだわからない部分がありつつというところで、これまでわかっているところについてはしっかり報告書の中にも反映していただく必要があるのかなと思います。やはり立法事実と申しますか、実態の把握は重要になるところだと思います。制度的な検討を進める上で実態の把握というのは重要だというように思いますので、もう既に把握している部分についてはしっかり報告書の中にも反映していただくということが重要かなと思います。

それでは、落合さんお願いします。

【落合構成員】 ありがとうございます。まず1点目が先ほど少し議論になっていた営利かどうかという点です、確かに営利であるかどうかによって、特に広告というものが経済活動そのものに主眼があるものなのか、それとも一定の表現行為を主たる目的とするものかによって、それぞれの考慮すべき権利の位置づけや、それに対する介入が許される範囲は論理的には変わる部分もあります。一方で、今回議論になっている範囲では、広告というものの自体を通じて、例えば場合によっては詐欺行為や、もしくは権利侵害行為がされているような場合もありうるということで、その元となる事業の意図が何であるかに限らず対策の対象に入れておく、ということ自体は必要なことではないかと思っております。もっとも、広告に関する事前審査や、もしくはその後の掲載停止措置といった中でも、一定の広告仲介プラットフォームや、情報伝送プラットフォームとの関係で裁量を残すという部分はやはりあるのだらうと思います。実質的にはその中でどういった類の広告なのかも評価してもらいながら、対応していただくということにしていく方が、より適切なのではないかと思います。

第2点としましては、今後の実態調査についてですが、もう既にある程度議論してきている中で、流通前の事前審査のあり方の基礎となるようなヒアリング結果というのものもある程度実施している中ではあろうかとは思っています。実際にその広告仲介プラットフォームの中でもいくつか類型があるということが、総務省の方でおまとめいただいている資料の中でも、別なワーキングのときの図柄でしたが、そういう状況でもありますし、その中でどのプレイヤーにどのように動いてもらうといいのかもあろうかと思っております。そういった点は今後、さらに追加で実態調査を行っていき、デジタル広告のエコシステムに関する実態調査を踏まえたときに、どういう対策がより良いのかを考える必要があります。事前審査の点についても、ここで今、中間的に取りまとめるものに限らず、場合によっては主体によってお願いをする内容を変えていったりすることも含めて、今後検討していくべき点かと思っております。中間的な合意が、今の時点でのある程度のヒアリングをした結果を踏まえて、合意されているという状況だと思います。また、一方で特にこの4については今後改めて実態調査を行っていく必要性がすごく高いと認識しております。私のコメントは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それではここで事務局に、特に山本健人さんからここで言っている広告の射程についてのご質問がありましたので、それ以外にも何かあ

ればですがお答えいただければと思いますがいかがでしょうか。

【上原補佐】 事務局でございます。ここでいう広告の射程についてはこちらの資料自体は従前の議論を当然まとめたものになっていまして、従前の議論で必ずしも営利広告以外のものが完全に排除されているという議論ではなかったというように我々として認識していますのである意味そこは排除されていないけれども、ここに書いております通り特に営利広告の流通についてはこういった考え方があるというようなことも書かしていただいておりますが、ある意味その中心になるのは営利広告ではあるけれどもそれ以外のものあるいはそもそもどこで切り分けるのかということも含めてのご議論いただいているポイントかなというようには思っております。以上になります。

【山本主査】 ありがとうございます。おっしゃるように我々はそこを明確に区別せずに議論してきたということだと思います。政治広告あるいは政治広告のようなものについても、民主主義への影響が大きいものがあるかと思ひますし、その中にも違法ということが明確に言えるものもあるのではないかという意味では必ずしもその射程から外していただくわけではないというように私も理解しています。ただ、山本健太さんからご発言あったように、やはり政治的な意見表明というのは表現の自由の中でも最も保護されなければいけないものということもありますので、この点どこかに、政治広告については表現の自由との関係で慎重な検討が必要だみたいなことを書いておく必要があるのかなと感じた次第です。この辺りは事務局とも相談をしながら、次回また検討の機会がありますので、ご議論いただければと思います。そういう意味では調整が必要なところかなというように感じました。

他のポイントも含めて何が追加でございますでしょうか。それではまたお気づきのことがあれば後でご発言いただくとして、続きまして5の質の高いメディアへの広告配信に資する取り組みを通じた情報流通の健全性確保のあり方についてご議論いただければと思います。そこは26ページから28ページ、3ページです。お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは水谷さん、お願いいたします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。私はこの部分について基本的に賛同ですけれども、これは事務局に質問した方がいいのかもしれませんが、ここで書かれている質の高いメディアについて、おそらくこのワーキンググループとか、あるいは親会の検討会で議論されている先生方は前提として、アテンションエコノミーに過剰におもねってジ

ジャーナリズム倫理等をおざなりにしてしまうようなメディアではない、という意味でイメージがついていると思うのですけれども、このまとめを見ていると質の高いメディアが急に出てくるので、これはどこかで説明を少し入れていただいた方がいいのではないかなというように思いました。

もう1つは、今の質の高いメディアとの関連でいうと、冒頭の部分に入れるかどうかという点ではあるのですけれども、報道に関してやはり日本だと最高裁の判例の中で国民の知る権利を保障するという機能が期待されている部分があり、その意味で報道の自由とか報道機関というのは日本の民主主義において、特殊な位置づけを帯びているということが言われてきたと思いますので、どこかに報道との関連性を少し入れてもらってもいいのではないかなというように思いました。私からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。もし引用するとか、本文中に書き加えるとして、重要な判例は博多駅テレビフィルム事件ですか。

【水谷構成員】 そうですね。やはり博多駅事件とか最近のものでいうとNHKの受信料の中でも国民の知る権利を充たすみたいな言葉が入っているので、どちらかかなとは思いますが。

【山本主査】 わかりました。ここも少し最終的な取りまとめをするときに引用も含めて検討したいところかなと思いましたが。ありがとうございます。

それでは落合さん、お願いいたします。

【落合構成員】 ありがとうございます。まず1点目が28ページで特定デジタルプラットフォーム透明化法に関する連携のところが非常に重要だと思います。この項目に書いていただいているところではありますが、広告に関する政策全般においてとても重要です。前向きに整理していただいている素晴らしいと思いますので、場所は5章がいいのかどうか、4章も含めてなのかは調整があっても良さそうですが、いずれにせよこういう形で進めていただければと思っております。

第2点としましては、先ほどメディアに関する議論がございましたが、その中で先ほど少し申し上げたような、考査であったりだとかそういう体制であったり取材をしていることを評価する、というかなるべく真実に近づこうという努力をされているという点の評価ということかと思っております。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。他の方はいかがでしょうかよろしいでしょうか。

生貝さん、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。2点ございまして、一つは今落合先生からございました取引透明化法との関わりは4に関わる部分もあるのだらうなということは、僕もそのように思いますというのが1点目です。

それから2点目として、今、質の高いメディアについて総合的にということ落合先生からもございましたけれども、このことについて少し項目の1について若干の補足ですけれども伝統的なメディアを偽・誤情報の対策から典型的に除外するかどうかという議論が少しあったところ、このことというのは必ずしも除外でなくても、例えばコンテンツモデレーションに対する反論の機会をより慎重に求めていくというようにいったような形での対応というのもあり得るのだらう。例えば以前も少しだけ触れたのですけれども、欧州メディア自由法はデジタルサービス法の一つの特則的な位置づけを用いますけれども、18条の中ではまさにそういったモデレーション削除等を行う前に特にメディアに対しては反論の機会を設けるといような規定が追加的に置かれているところとの兼ね合いで、この1のモデレーション、それからメディアの関係性というのを考えていく道もあるのではないかというように思ったところです。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。いろいろとご指摘をいただいておりますけれども、今回取りまとめ案というところで一応ミニマムなコンセンサスを示すということですので、今日ご意見いただいたことについては継続的な検討になってくるのかなと思います。

それから基本的なスタンスとしては森さんがおっしゃっているように思想の自由市場の前提が揺らいでいるといったときにポイントがどこにあるのかということ、アテンションエコノミーという話がありましたけれども、まずはプラットフォームなのかなと思います。そこに一つ軸足において検討を進めてきました。他の方がいいがでしょうか。それでは最後のところですが、6のその他全体に共通する事項について最後ご議論いただいて、また生貝さんからあったように戻るところがあれば、ご発言いただきたいと思います。

水谷さんからお願いします。

【水谷構成員】 手短に私からは6の(3)です。生成AIによって生成される情報への対応の部分で基本的にはこれでいいと思うのですけれども、ラベリングの話はあるのですが、生成AI作ったコンテンツに対する自動検知とか、検知技術についても、親会の方でもそういう議論があったと思いますので、触れておいてもいいのではないかなというように思った次第です。私からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。具体的に触れるとどういう形ですか。

【水谷構成員】 例えば後ろにラベリングの話があって、それとプラスで検知技術についても技術を開発していく、補助していくということをどこかに入れてもいいのではないかなというように思ったという感じです。

【山本主査】 わかりました。このWGでその辺りは十分議論していないところもありますので、ここは慎重に検討した上で他の構成員の方から特にご意見がないようだったら、少し追加も含めて検討するということがありうるかなと思います。ありがとうございます。

それでは落合さんお願いいたします。

【落合構成員】 ありがとうございます。1点目が(1)の執行手段プロセスということですが、ここは先ほども議論させていただいたような比例性が重要ではないかと思えます。その比例性と抑止効果を勘案しという点が、単純に抑止効果とだけ書いてしましますと強いように思えます。基本的には自立的な運営改善を図ってもらうための枠組みを整備する目標がある議論であることからすると、制裁や協力義務があることも。自主的改善を促すためのインセンティブを制度全般として作ろうとしている。ということと思えます。単純に抑止効果とだけ言ってしまうと、どちらかという言葉として止めているだけのようにも見えるかと思えますので、ぜひその比例性とインセンティブが発揮されるようにという点を入れていただければと思っております。

第2点としましては、生成AIとは別にどちらかという今後の課題としてあるかと思えますのが、データに関する部分です。ワーキングの後半の中から何回か森先生などを中心に提起されるようになっておりまして、広告の中で一部のデータについて触れていただいている部分もあったと思えます。ターゲティングということで、確か24ページぐらいで触れていただいていたところあったかと思えます。実際にはフィルターバブルなどをモデレーションが推進しているのではないかという意味で言いますと、多分モデレーション自体についても個人に対するターゲティングをするためのデータ収集をどう評価していくのか、直接データ規制はしないにしても、データをどう使ってこういうことを行っているということを、何らか評価をしていく側面はあるのではないかと思います。今の時点で何をどうするという合意されているわけではないとは思いますが、ある程度議論自体は出てきたとは思えますので、データの利用についても、今後の検討課題であるということをごどこかに入れていただければと思いました。私の方は以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。後でデータの問題について今現状の案の中でのような形でフィードバックしているのかどうか、あるいは反映しているのかどうか事務

局の方で把握しているというところがあれば後で教えていただければと思います。

生貝さん、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。私から大きくは3点ございまして、一つは先ほど水谷先生からありました生成AIのところについて、やはり検知の重要性というのは僕もおっしゃる通りかなというように思います。そうしたときに、AI法とのDSAとの関わりをお話したときも少し申し上げましたけれども、この問題というのはまさにそのAI開発提供側とそして情報を流通させるプラットフォーム側での対策の連動というのが大変重要であるというように言いましたときに、先般公開されましたAI事業者ガイドラインの中でも、まさしくそういったリスクへの必要な対策を講じるというように言ったようなところが書かれております。実はあちらのガイドラインの脚注の13でもこちらの検討会の取りまとめ検討状況について留意すべきであるというように書かれているところ、あちら側のガイドラインにもしかすと言及をするというように言ったようなこともあり得るのかなというように考えましたのがまず一点目でございます。

それから2点目といたしまして、今落合先生がおっしゃっていたデータの重要性というのはおっしゃる通りだというように思っております、特に4の項目の中ですと例えば脆弱な個人に対するターゲティングのあり方でありますとかあるいはこれからおそらく要配慮個人情報を使ったターゲティング、青少年の保護のあり方というのも様々この議論全体との関わりで重要な論点にはなってくるであろうところ、まさに重要なテーマとして意識しても良いのかなというように思いましたのが2点目でございます。

それから3点目といたしまして、これも以前少し触れたこともあったかというように思うのですがけれども、基本的に今回の施策の対象というのが大規模な事業者、こちらの(2)の①の特に情報伝送PFをまずは求めていくというようなことが適切かというように思うのですがけれども、例えば人口の10%が使うような1000万人以上というものに一つの区切りを設けたとして、しかし例えば300万人や400万人が使うようなプラットフォームサービスについても、やはり一定の取り組みというものは行われていくことが期待されるのだろうというように言ったときに、いわゆる法的義務という形にするかどうかはさておいても、一定のソフトローな対応を求めますとかあるいはマルチステークホルダーの取り組みの中に言ってみれば中規模のサイズの事業者の方々にも積極的に関与していただくとか、そういったような趣旨というのはもしかすると検討いただいても良いのかなというように思ったところです。以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは事務局のデータのお話が今の生貝さんから出てきたと思うのですけれども、現状の取りまとめ案ではどのように記述しているのか、教えていただけますか。

【上原補佐】 事務局でございます。現状そのデータに関して言及しているところでございますと、まず二つ目の柱いわゆるシステムリスク等の話ですけれども、情報伝送プラットフォームが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策のあり方という中で、コミュニケーションシステムあるいは広告ターゲティング技術を通じた個人の特性状況に応じた脆弱性に着目して、コンテンツやデジタル広告の表示先表示順位が決定されることによるリスクというものもある意味予測すべき影響の範囲に含まれるということを一つ言及しております。これが13ページでございます。それ以外でございますと、例えば1つ目の柱の中でいう10ページで、情報の可視性に直接の影響がないものを中心としたコンテンツモデレーションの確実な実施のあり方という議論の中で先ほどの影響予測評価というものとはまた別途にはなりますけれども、脆弱な個人に対するレコメンデーション広告ターゲティングの停止といったものを確実な実施を担保することについて今後更なる検討が必要というように取りまとめております。こちらの同様の記述については4つ目の柱、広告の質の確保に向けた取り組みのあり方の中でも、25ページにこちら広告に特化した書き方ですけれども、脆弱な個人に対するターゲティングの停止の確実な実施を担保することについて今後更なる検討が必要ではないかということを書かせていただいております。この論点整理案の中ではそういった形で今ございました。データであるとかあるいはプロファイリングそれに基づくターゲティングといったところについての記述をしているところです。以上になります。

【山本主査】 ありがとうございます。落合さん、生貝さん、いかがでしょうか。今現状このような形で一つの検討課題として明記はしているところですが、落合さんいかがでしょう。

【落合構成員】 ありがとうございます。実際に広告の方は似たようなものを見つけていましたが、モデレーションの方でもある種ターゲティングについてお話をいただいたので、そこは一つあるかと思えます。このターゲティングをするという手前の部分として、情報自体の収集や移転という過程にも着目する必要があるのかどうか、森先生などもおっしゃられていたポイントの中には含まれるかと思えます。一番大きいところは最終的にデータを使っているという部分だとは思いますが、出口の部分について書かれている

ところでありますので、一番主たる部分は対策として書かれているかと思えます。なおそのデータの移転の過程などについて、改めて評価する必要がないのかどうかは、今後の検討の中でまた改めて見ていただく価値はあると思えました。

【山本主査】 ありがとうございます。生貝さん、いかがですか。

【生貝構成員】 落合先生もおっしゃっていただいた、情報流通のデータの利用の実態的なところというのを把握していく継続的な作業が必要であろう、それを具体的なルールのあり方というものを考えていく上では、例えば個人情報保護法でありますとか他の方で対応すべき部分というのも少なからずあるのかもしれない、そういうことを含めて今後の検討のあり方というところに反映をいただくことは一つあり得るのかなと考えた次第です。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。今のところについては、やはり他の制度との関係性ですとか他の検討会でいろいろと議論が進んでいるところもあろうかと思えますので、やはりそれとの関係性について、少し慎重にと申しますか整理した方がいいかなと思えます。私も少し考えてみますが、今回の取りまとめ案でどこまで書くべきかどうか、やや慎重に考えなければいけないところかなと思えますので、ご指摘は受け止めつつ反映については一旦持ち帰らせていただければと思います。ありがとうございます。

落合さんからありました執行手段プロセスのところ、ここは確かに実効性を確保しなければいけないということがありつつ、他方でプラットフォーム事業者側の自由ですとか自立性を無視するわけにはいかないわけなので、この辺り比例性という言葉、過剰な規制にならないような形で、つまり過剰なペナルティを課すようなことがあってはならないわけで、あくまでも比例的なものであるとかインセンティブをどう作っていくのかというような議論もありうると思えますので、少しここは落合さんのおっしゃるように多少表現ぶりを工夫する余地はあるのかなというように感じました。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら一応6まで一通りご覧いただいたということですが、改めて全体を通じて、何かありましたらご発言いただければと思えますがよろしいでしょうか。

それでは多少時間は早いのですが議論はここまでとさせていただきます。本日はこれまでのご議論を振り返りつつ論点整理案についてご議論いただきましたけれども、先ほどから申し上げている通り、本日いただいたご意見も踏まえて事務局にはワーキンググループ中間取りまとめ案の作成をお願いしたいと思います。構成員の皆様には引き続き中間取り

まとめに向けて追加でご意見等がございましたら事務局あてにお寄せいただければと思います。最後に事務局から連絡事項がございますでしょうか。

【高橋係長】 ありがとうございます。次回会合の詳細につきましては別途事務局からご連絡差し上げるとともに総務省ホームページに掲載案内等を掲載させていただきます。以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございました。それでは時間が少し早いですが、以上をもちましてデジタル空間における情報流通の健全性確保のあり方に関する検討会ワーキンググループ第29回会合を閉会いたします。本日もありがとうございました。